

令和3年度（2021年度） 魚種転換支援事業補助金 募集要項



1. 補助金の目的

イカ加工業者が、今後の不漁や原材料高を見据え、経営上のリスク分散対策として、魚種転換（※）を行うにあたり、新商品の開発や、これに伴う製造機械等の導入および改修などの設備投資に取り組む経費の一部を補助することにより、イカ加工業者の経営基盤を安定化し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とします。

※「魚種転換」とは、イカ加工業者が、**平成28年（2016年）4月1日以降において**自社で主たる原材料としての利用実績がないイカ以外の水産物および農畜産物を新たに主たる原材料として用いることを指します。

また、イカであっても平成28年(2016年)4月1日以降において利用したことのない種類のイカや、従前は廃棄していたなど利用したことのないイカの部位を新たに利用する場合も魚種転換の定義に含みます。（詳細については、本要項の5，6ページを参照願います。）

「主たる原材料」とは、商品の特徴を決定づける原材料や、次のアからクの加工をした原材料のうち、重量の割合が50%以上を占める原材料を指します。（単一で重量の割合が50%以上とまらない場合は、重量の割合が多いものから50%以上に達するまでの原材料全てを含みます。）

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| ア 乾燥させたもの | オ 表面をあぶったもの |
| イ 塩蔵したもの | カ フライ種として衣をつけたもの |
| ウ 調味したもの | キ 異種混同したもの |
| エ 茹でたり、蒸したりしたもの | ク その他、商品の製造において必要な加工を行ったもの |

2. 補助対象者

函館市内に本社または工場を有し、かつ下記の要件すべてに該当するイカ加工業者※1

- (1) 平成28年(2016年)4月1日以降において、イカを主たる原材料として使用した商品を製造し流通※2または加工した実績があること
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 直近の決算期において債務超過の状態にない者

※1 「イカ加工業者」とは、イカを原材料として使用した商品を製造する中小企業者等を指します。（中小企業者等：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する法人格を有する中小企業者、事業協同組合、水産加工業協同組合）

※2 業態が店頭販売や通信販売のみの場合は、補助対象者として認められない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

3. 補助対象事業・補助対象経費

事業名

製造機械等の導入および改修支援事業

補助率: 1/2以内
補助上限額: 500万円*

事業実施場所は、市内の工場に限ります。

※令和3年度の補助上限額は500万円に変更となっておりますので、ご注意ください。

補助対象経費(税抜)

- 機械等導入費(1件10万円以上の機械等※1の導入経費)
- 機械等改修費(機械等に係る1件10万円以上の改造・改修経費)
- その他事業に必要と認められる経費

※1 新商品の生産工程に使用するもので、1年以上継続して使用できる機械装置、工具器具備品(リース不可)

【対象機器(例)】

処理・加工機器、冷凍・冷蔵貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、検査機器、出荷用機器、自動選別機、フードカッター、ラック等

【対象外機器(例)】

建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、汎用性の高い事務用機器等(例: パソコン、プリンタ、電話機、デジタル複合機等)

なお、既存の機械等を追加的に導入する場合には、その妥当性を別途判断します。(7ページを参照)

○ 補助対象経費について

- ・補助対象経費は、上表の事業に係る経費であり、領収証などの書類によって支出金額を確認できるもののみとなります。
- ・交付決定後に発注し、納品とお支払いが年度内に完了する必要があるため、申請前に導入・改修のスケジュールにはご注意ください。
- ・交付決定前に発注した機器は対象外となるほか、次の経費も補助対象外となりますので、ご注意ください。

- 人件費、食費、交際費など
- 金融機関への振込手数料、代引手数料など(振込時、手数料がメーカー負担となる場合はその旨事前にお知らせ願います。)
- 補助事業実施期間前に発注(契約)・納品・支払を行った経費
- 国・道・市などの他の補助金の交付対象となっている経費
- リース契約による機器導入の経費(本補助金は、機器を自社で購入する場合にのみ対象となります。)

○ 補助金の交付について

- ・市からの補助金の支払いは、原則として、すべての経費の支払いが終わり、市から補助金の額の確定通知をした後となります。

○ 補助金交付回数の制限について

- ・1事業者が1年度中に補助金の交付を受けることができるのは、1回とします。

4. 募集等の手続き

製造機械等の導入および改修支援事業

○ 募集期間

○ 募集期間

令和3年(2021年)4月1日(木)から令和3年7月30日(金)まで

- ※ 申請額が予算額に達した場合は、その時点で募集を終了します。
予算残額は変動しておりますので、応募を検討される場合は、窓口の食産業振興課(21-3310)までご相談ください。

○ 補助金交付申請

下記書類を提出していただきます。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 申請者の概要が確認できる資料
- (3) 平成28年(2016年)4月1日以降においてイカを主たる原材料として使用した商品を製造・流通または加工したことが確認できる資料
(例：商品カタログ、流通伝票等の写し)
- (4) 機械等を導入する場合は、当該機械等の耐用年数や概要が確認できる資料
(例：見積書の写し、仕様書、カタログ等)
- (5) 機械等を改造・改修する場合は、当該機械等に行う改造・改修の概要が確認できる資料(例：見積書の写し、仕様書、改修図面等)
- (6) 製造する新商品の生産工程図
- (7) 申請者が函館市税を滞納していないことを証する書類(納税証明書等)
- (8) その他市長が必要と認める資料(必要に応じ、決算書等の提出を求める場合があります。)

※このほか、交付申請にあたり、機器納入前の工場内を写真撮影させていただきます。

○ 補助対象事業実施期間(機器等の発注、納品および支払等全てを完了する期限)

補助金交付決定日から令和4年(2022年)3月31日(木)までの範囲内

○ 留意点

- ・ 審査の結果、交付がなされない、または補助金額が減額となる場合があります。
- ・ 補助金の振り込みが完了した事業については、応募者氏名、事業名、機器および補助金の額、事業概要等をWebページで公表させていただきますので、ご了承ください。

○ 実績報告

補助対象事業完了後、30日以内に下記の実績報告書および添付書類を提出いただきます。完了日は、機器の納品もしくは検収または機器代金の支払日のうち最も遅い日とします。報告書を受付後、実地検査を行った上で補助金の額を確定し、補助金を交付します。令和4年3月31日(木)までに事業が完了しない場合は補助の対象外となるほか、3月中旬以降に実績報告される場合は補助金の振り込みが4月となる可能性が高くなりますので、スケジュールにはご留意くださいますようお願いいたします。

- (1) 補助金実績報告書
- (2) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類の写し
(例：ネットバンキングの振込証明、銀行振込受領書、領収証、支払証明書等)
- (3) 補助対象となる機械等の導入・改修に係る発注および納品が確認できる書類
(例：発注書、契約書、納品書等) ※補助事業実施期間前に発注（契約）したものは補助対象外となります。
- (4) 補助対象となる機械等の写真
- (5) 補助対象となる機械等を使用して製造する新商品の写真・概要がわかる資料
(例：商品規格書、商品パンフレット、カタログ、商品イメージ画像等)
- (6) その他市長が必要と認めた資料

○ 財産処分の制限

補助事業により取得した1件50万円（税抜）以上の財産、または補助事業により改造・改修した効用増加価格が1件50万円（税抜）以上の財産について、処分制限期間※内に処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分）することはできません。

※「処分制限期間」とは、補助事業完了年の翌年から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数または当該財産のメーカー等が公表する耐久年数のうちいずれか早い方の年数（限度は10年）を指します。

○ その他（状況報告・調査）

補助事業の成果について検証するため、補助対象事業を実施した翌年度以降に、その成果や現況についての調査を実施させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

申請・お問合せ先

- 申請を検討される場合は、下記担当までご相談ください。

函館市経済部食産業振興課

「魚種転換支援事業」担当

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3310

FAX 0138-27-0460

E-mail bussan@city.hakodate.hokkaido.jp

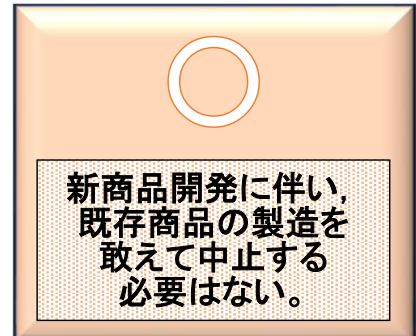
H28.4.1以降に
製造実績のある商品

新たに製造する商品

判断基準等

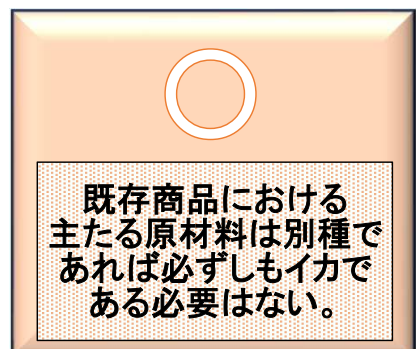
6. 魚種転換による新商品開発～既存商品の取扱い

■ 関連する既存商品の取扱いについて

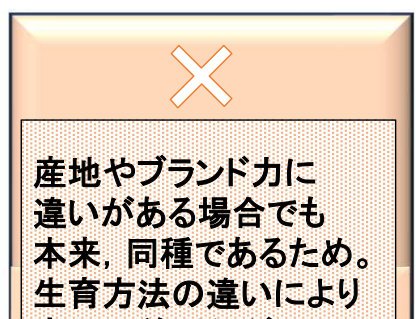


7. 魚種転換による新商品開発～妥当性の判断基準

1. 既存商品の主たる原材料がイカ以外の場合について



2. 主たる原材料の産地の変更について



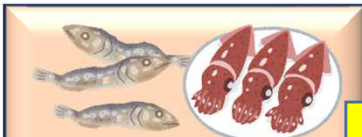
- 次の事例も同様に扱う。
- 天然魚→養殖魚
 - 豚→SPF豚
 - はこだて和牛→松坂牛

H28.4.1以降に
製造実績のある商品

新たに製造する商品

判断基準

4. 通称や地方名について



シシャモ(キュウリ
ウオ)の干物や
マツイカ(関西地方
におけるスルメイ
カ)の塩辛



シシャモ(本シシャモ)
の干物や
マツイカ(北米産)の
塩辛に変更



通称や地方名が
同一であっても、
本来、別種で
あるため。

5. 成分構成比の変更に伴い、主たる原材料が変更となる場合について



重量比において
豚肉が70%、
牛肉が30%含まれ
るハンバーグ



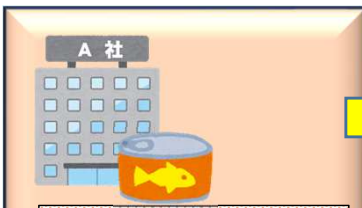
重量比において
豚肉が30%、
牛肉が70%含まれる
ハンバーグに変更



重量比の変更により、
主たる原材料※が
豚肉から牛肉に
変更したため。
(※重量比50%以上が条件。)

～ただし、上記の事例においては、新商品としての位置付けや導入予定設備の妥当性などから慎重に必要性が審査されることに留意が必要である。

6. OEM（委託者商標による受託製造）との関係について



A社が製造
していた缶詰



B社が製造を受託し、
補助(認定)の申請



OEMであることは、直
接影響しないが、両社
にとって新商品であるこ
とが必要であるため。

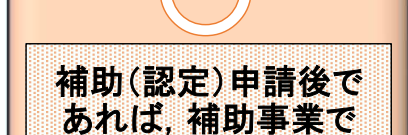
7. テスト販売について



補助(認定)申請
前にテスト販売を
実施済み



補助(認定)申請後に
デモ機等を使用し、
継続的な生産を開始



補助(認定)申請後で
あれば、補助事業で
購入予定の機械の導入
前であっても、デモ
機等による継続的な
生産を可能とする。

8. 追加的な設備による新商品開発～妥当性の判断基準

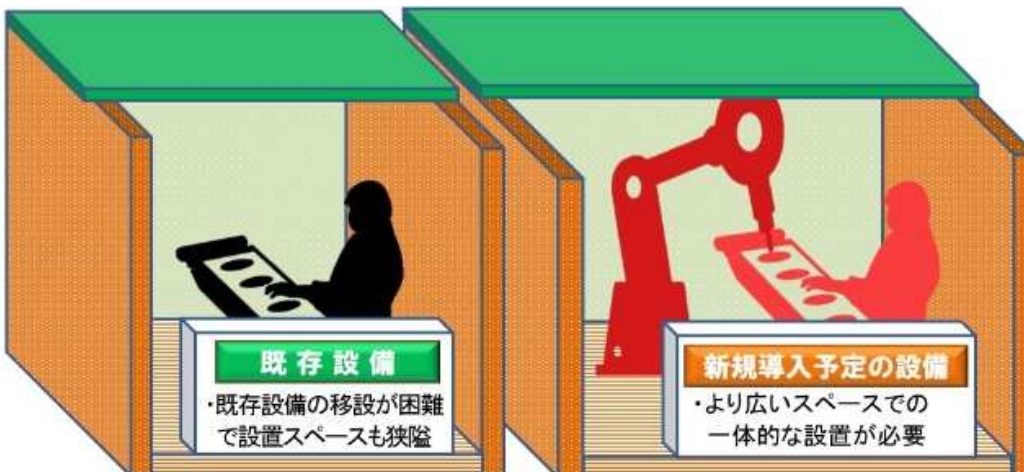
製造機械等の導入および改修支援事業において、既存設備と同様の設備を追加的に導入する場合には、左の事例のように既存設備では代替できない等の理由が必要となりますので、ご留意願います。

(個別の事例については、別途、市の担当者までお問い合わせ願います。)

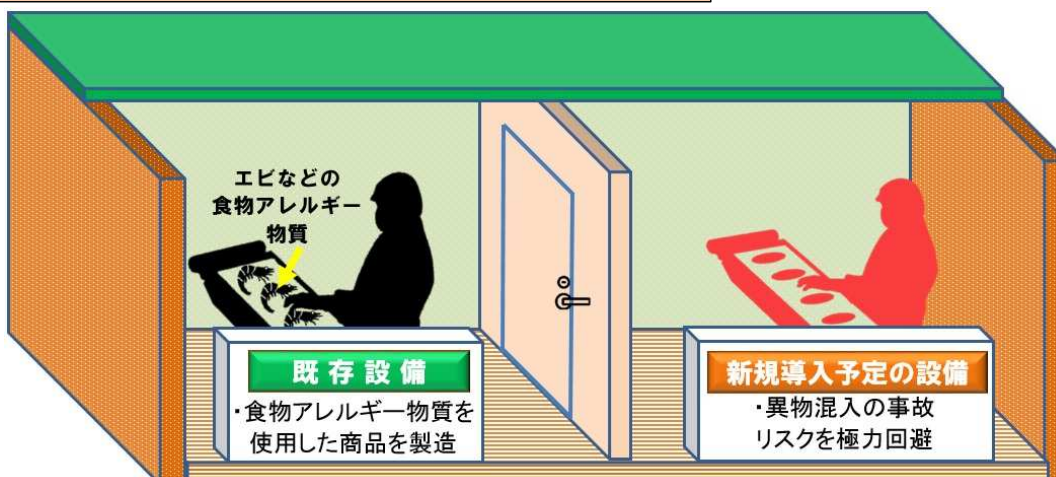
1. 時間的な制約がある場合



2. 物理的な制約がある場合



3. 食物アレルギー物質への配慮が必要な場合



9. フロー図

製造機械等の導入および改修支援事業

函館市

補助対象者

募 集

期間: R3(2021).4.1(木)
~R3.7.30(金)

※工場内の写真撮影も実施
申請額が予算額に達した時点で終了

申 請

補助金交付申請書を提出

補助金交付決定

原則、交付申請書の受付後14日以内に
交付決定通知

事業実施

(発注、納品および代金の支払)

期間: 交付決定後~R4.3.31(木)

実地検査

工場内に納入された機器について
確認・写真撮影等を実施

実績報告書

事業完了後30日以内に提出
※なるべく年度内の提出をお願いします

補助金額確定

実績報告書の受付後30日以内に
額の確定通知

確定通知受領・請求書の提出

※市の指定様式により確定額を請求。
代表取締役印等をご準備願います。

補助金交付

補助金受領

補助金
交付後

- ・補助対象事業の成果や現況に関する調査を実施します。
- ・補助事業の帳簿その他の関係書類は、この補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存してください。